⑿　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、紙入札の申請に関しては、九州地方整備局総務部契約課に承諾願を提出して行うものとする。

⒀　本工事は、入札説明書等を電子入札システムからダウンロードする適用工事である。

⒁　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式とすることができるものとする。

⒂　総価契約単価合意方式の適用

①　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

②　本方式の実施方式としては、

イ　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ロにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

ロ　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

③　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

④　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

⒃　本工事は、『「公共工事の品質確保に関する新たな取組」の試行運用について』（H18. 5.16国九整契第51－２号他）に基づき、入札説明書別紙１「低入札価格調査制度調査対象工事に関する事項」により、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。

⒄　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、工事の監督補助並びに安全対策を目的として、工事現場にモニターカメラを設置するものとする。なお、モニターカメラの設置費用については、工事の監督補助として活用するものについては発注者が負担するが、工事現場内の安全対策として活用するものについては受注者が負担するものとする。

⒅　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、ビデオ撮影により不可視部分の出来形管理を行うものとする。なお、ビデオ撮影した映像については、監督職員へ提出するものとする。

⒆　本工事は、工程上一定の区切りと認められる時点で、主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）の途中交代を認める試行工事である。

⒇　本工事は、資料検査時に必要な書類を限定する試行工事である。

(21)　本工事は、契約後、現地状況や労働者・資機材の厳しい確保状況等を踏まえ、受発注者間の協議により、見積を活用した積算により直接工事費及び間接工事費を設計変更の対象とできる試行工事である。

(22)　本工事は、発注者が競争参加資格確認申請書を提出した者から、本工事の積算に必要な工事費の一部について見積書を求める工事である。なお、見積書の提出は、競争参加資格確認申請書提出後に、発注者より別途通知する依頼書により行う。

(23)　快適トイレの設置　本工事は、施工現場付近に特記仕様書に記載の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

(24)　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。

(25)　本工事は、建設現場の週休２日の実現のため、受注者が工事着手前に発注者に対して週休２日に取り組む旨を協議したうえで取り組む試行工事である。工事着手日から工事完成日までの期間において、４週６休以上を確保することとし、４週８休以上は、現場閉所28.5％（８日／28日）以上の場合、４週７休以上４週８休未満は、現場閉所が25％（７日／28日）以上28.5％未満の場合、４週６休以上４週７休未満は、現場閉所率が21.4％（６日／28日）以上25％未満の場合とする。

(26)　労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に４週８休以上の現場閉所を達成した場合の補正係数を乗じた費用を計上している。ただし、現場閉所の達成状況を確認後、４週８休に満たないものは、現場閉所の達成状況に応じて各経費の補正係数を変更し、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更する。また、４週６休に満たないもの及び工事着手前に週休２日に取り組むことについて協議が整わなかったものについては、補正係数を除した変更を行うものとする。

補正係数については、下記のとおりとする。

【４週８休以上：補正係数】

労務費　1.05

機械経費（賃料）　1.04

共通仮設費率　1.04

現場管理費率　1.06

【４週７休以上　４週８休未満：補正係数】

労務費　1.03

機械経費（賃料）　1.03

共通仮設費率　1.03

現場管理費率　1.04

【４週６休以上　４週７休未満：補正係数】

労務費　1.01

機械経費（賃料）　1.01

共通仮設費率　1.02

現場管理費率　1.03

(27)　本工事は、建設現場の遠隔臨場について、受注者が試行可能な場合に実施する試行工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における通信設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成17年度以降に完成した、元請けとして次に掲げるア）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）（新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた一時中止措置等を行ったものに限り、申請時点で完成していない工事も実績として申請できるものとする。）

ア）道路トンネルにおける防災受信盤を含む非常警報設備の施工実績を有すること。

※注　非常警報設備とは、道路トンネル非常用施設設置基準において、改訂前の旧基準〔道路トンネル非常用施設設置基準・同解説（平成13年10月）〕に記載されている【通報・警報設備、消火設備（消火器）、避難誘導設備（誘導表示板）】、または新基準〔平成31年３月29日付け〕に記載されている【通報設備、警報設備、消火設備（消火器）、避難誘導設備（誘導表示板、避難情報提供設備）】で構成されている設備である。

但し、共同企業体にあっては、構成員のいずれか１社が上記同種工事の実績を有すること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。